

第25回都市経営会議 平成25年(2013年)1月29日(火)開催

議題1 「宝塚市基幹系システムサービス利用契約」の今後の取扱について

【提案】 企画経営部

平成22年(2010年)11月10日に締結した「宝塚市基幹系システムサービス利用契約」について、事業を継続することが困難となったため、本契約の解除に向けて事業者との協議を開始する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 本市は、今までに何らかの支払を行っているのか。また、これから協議を開始するということであるが、契約解除を行うという判断なのか。対外的な説明を行うためにも、市の進行管理などが適切に行われていたかどうか検証することが必要ではないか。相手側の責めにより契約解除を行うものであり、相手側からの文書を求めておくべきである。
- ・ 平成24年(2012年)の7月から住基ユニットに係る4システムが稼働している。その4システム以外に稼働しているものはなく利用料を支払っているものもない。相手がある話であり、一方的に契約を解除した場合、現在稼働中のシステムまで稼働させることができなくなることが危惧される。今まで、契約の履行を2度延長してきたが、その際には覚書を締結し、受託業者側の責めに起因するものであると明記してきた。新たなシステムを導入するかなど、今後の対応については、今の段階で明確な方針はない。
- ・ 協議を開始するために、本日の会議において、契約解除の方針を決定してもらいたい。解除の時期については、今後、受託業者と協議し、合意の上でのものとなるよう努めたい。文書については、何か問題が生じるたびに提出させてきた。今後については、それぞれにメリットとデメリットがあり、最適な方法を見極めたい。
- ・ 合意の上で契約解除することは可能なのか。相手が応じなければ、こちらから契約は解除できる。いつ頃を目処としているのか。
- ・ 今までに相当の時間をかけてきたのに業務が履行されていない。それは、受託業者の能力的なことが原因なのか。本市としては、契約の履行を求めればよい。その上で受託業者が契約を履行できなければ解除する。それとも、時間さえあれば、受託業者は契約の履行ができるのか。
- ・ 今回は今年9月までに完了しなければ自動解約して欲しいと受託業者から申し入れられている。また、現段階では受入テストが終了していないにもかかわらず、平成25年1月以降に市民サービスに重大な影響のある問題が生じても、今年9月以降でなければ対応しないと主張している。市としては、市民サービスに影響がある内容には対応してもらいが必要があり、解除せざるを得ない。

- 受託業者の対応は、法律上、契約違反とならないのか。
- 契約上、受託業者に解除権はない。自動解約についても市として拒否している。
- 受託業者が、1月以降に発生するカスタマイズは一切受けないという条件を覚書に入れてきたため、市としてその条件の削除を求めたが、拒否された。先行稼働している住基ユニットがいつまで使えるかなどの条件が整っていない以上、一方的に契約を解除するよりも、その条件が整ってからのほうがよいという判断をしている。
- 昨年9月ごろの稼働判定が遅れ、その頃からシステムの順調な開発・稼働には不安があり、市民サービスへの影響が懸念された。現場では精一杯努力をしてきたので残念であるが、今回の判断には異論は無い。このまま進むにしても不安は払拭できず、戻るにしても、市民サービスに影響が出ないように進めることが大前提である。
- 今回の事態を招くこととなった検証は必要であるが、受託業者ともその都度変更契約や覚書を締結し、合意の上で進めてきた。それぞれの段階を踏まえた上での決定である。
- 各担当課においては、今まで行ってきた協議内容を整理しておくなど、協力をお願いする。